〒920-0937 石川県金沢市丸の内7番36号 金沢弁護士会御中

> 〒927-0431 石川県鳳珠郡能登町字宇出津山分 10-3 請求人 廣野秀樹

## 求 意 見 書

令和5年8月31日付で金沢地方検察庁に提出済みの告発状及び令和5年10月下旬に 提出予定の告訴状において、貴会所属の木梨松嗣弁護士、岡田進弁護士、長谷川紘之 弁護士、若杉幸平弁護士、野田政仁弁護士、小堀秀行弁護士6名を被告発人・被告訴人 としております。

次に参考にしていただくための本件刑事告発・告訴の経緯、理由の概要を記し、この刑事告発・告訴の問題に対する貴会の状況認識及び今後の対応を確認致したく、令和5年11月14日を提出の期限として「意見書」と題する書面を求めます。

意見書の内容が対応として不十分と判断した場合、「令和5年度会長の織田明彦です 副会長の、長澤裕子、中澤彰孝、早川潤、木村弘、杉本隆、小蕎秀臣ともどもよろしく お願いいたします。(会長からのご挨拶 | 金沢弁護士会

https://kanazawa-bengo.com/about/greeting/index.html :引用)にある貴会役員7名を殺人未遂にかかる刑事告発・告訴の幇助犯とみなし被告発人・被告訴人に追加する旨、令和5年9月26日に電話連絡にて機会にお伝えしたとおりであり、金沢地方検察庁と貴会を人権侵犯事件の対象者とし人権侵犯事件調査を相談している金沢地方法務局輪島支部の担当者には電話でお知らせ済みです。

記